

生駒市の地籍調査の状況

(1) 地籍調査

生駒市では、平成 21 年度から地籍調査を実施しています。調査エリアは 1 年間で調査できる範囲を道路や水路で区切っています。そのため、同じ町内でも数カ年に分かれる場合があります。

生駒市の地籍調査の状況は以下のとおりです。

◆ 生駒市の直近 10 年間の地籍調査実施状況（令和 6 年 3 月現在）

年 度	地 域	状 況
平成 24 年度	西旭ヶ丘の一部	登記完了（平成 27 年 3 月 24 日）
平成 25 年度	緑ヶ丘・西旭ヶ丘 の各一部	登記完了（平成 28 年 7 月 5 日）
平成 26 年度	鹿畑町の一部	登記完了（平成 29 年 1 月 11 日）
平成 27 年度	鹿畑町・上町 高山町の各一部	登記完了（平成 29 年 12 月 5 日）
平成 28 年度	鹿畑町の一部	登記完了（平成 30 年 10 月 12 日）
平成 29 年度	鹿畑町の一部	登記完了（令和元年 10 月 21 日）
平成 30 年度	緑ヶ丘・西菜畑町 の各一部	登記完了（令和 2 年 10 月 26 日）
令和元年度	西菜畑町の一部	登記完了（令和 3 年 12 月 21 日）
令和 2 年度	中菜畑 2 丁目・ 西菜畑町の各一部	登記完了（令和 4 年 1 月 1 日）
令和 3 年度	中菜畑 2 丁目・ 東菜畑 2 丁目の各一部	登記完了（令和 6 年 2 月 29 日）
令和 4 年度	東菜畑 2 丁目・東菜畑 1 丁 目の各一部・東生駒月見町	成果の閲覧、確認
令和 5 年度	東菜畑 1 丁目・ 東生駒 1 丁目の各一部	一筆地調査、測量作業

※平成 23 年度以前の地籍調査完了地域については、別添の『生駒市の国土調査等状況図』でご確認ください。

(2) 国土調査法第 19 条第 5 項地域

国土調査（地籍調査など）以外の測量及び調査を行った者が国の定める手続きで国土調査の成果として認証を受けて、国が国土調査と同等若しくはそれ以上の精度があると認めた地域を言います。

(3) 不動産登記法第 14 条地図作成地域

法務局が不動産登記法第 14 条に定める備え付け地図を作成することを目的に調査した地域です。生駒市が実施する地籍調査の調査結果も、不動産登記法第 14 条の地図として法務局に登録されます。

（※法務局が実施した調査内容は、法務局で管理されています。）